

報道関係者 各位

令和 5 年 3 月 24 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

室長 栗原 正明 (内線 3005)

室長補佐 栗原 拓也 (内線 3041)

(代表) 03 (5253) 1111

(直通) 03 (3595) 2500

## 令和 3 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和 3 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

## 【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	7,337 件 (6,556 件)	3,208 件 (2,865 件)	1,230 事業所 (1,277 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,994 件 (1,768 件)	699 件 (632 件)	392 件 (401 件)
被虐待者数	2,004 人 (1,775 人)	956 人 (890 人)	502 人 (498 人)

(注 1) 上記は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したものの。

カッコ内については、前回調査(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)のもの。

(注 2) 都道府県労働局の対応については、令和 4 年 9 月 7 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。

## 【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 令和 3 年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>
- 4 令和 3 年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>
- 5 令和 3 年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

## 【主なポイント】

### ＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和2年度から12%増加(6,556件→7,337件)。虐待判断件数については13%増加(1,768件→1,994件)である。[参考資料2-1参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。  
(令和2年度：27%(1,768/6,556)、令和3年度：27%(1,994/7,337)) [参考資料2-1参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が46%(3,411件)と最も多く、次いで本人による届出が13%(980件)、相談支援専門員が12%(902件)、施設・事業所の職員が11%(829件)となっている。[参考資料5 P3~4参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が68%と最も多く、次いで心理的虐待が31%、経済的虐待が16%、放棄、放置が12%、性的虐待が4%の順。[参考資料5 P8参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が46%と最も多く、次いで精神障害が42%、身体障害が18%の順。[参考資料5 P9参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、701人で全体の35%を占める。[参考資料5 P13参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(令和2年度もなし)
- 

### ＜障害者福祉施設従事者等による障害虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、令和2年度から12%増加(2,865件→3,208件)。判断件数については11%増加(632件→699件)している。[参考資料2-2参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。  
(令和2年度：22%(632/2,865)、令和3年度：22%(699/3,208)) [参考資料2-2参照]
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が17%と最も多く、次いで当該施設・事業所その他の職員が15%、当該施設・事業所設置者・管理者が14%、家族・親族が10%となっている。[参考資料5 P15~16参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が57%と最も多く、次いで心理的虐待が42%、性的虐待が15%、放棄、放置が5%、経済的虐待が5%の順。[参考資料5 P24参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が73%と最も多く、次いで身体障害が16%、精神障害が15%の順。[参考資料5 P25参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が37%と最も多く、次いで世話人が10%、管理者が9%、その他従事者が9%、サービス管理責任者が7%の順。[参考資料5 P26参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは223件であった。[参考資料5 P28参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(令和2年度は1人)